

中分類 3 2—その他の製造業

総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

主な製品は、貴金属製品、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、ボタン、漆器、武器、レコードなどである。

小分類 細分類
番 号 番 号

321 貴金属・宝石製品製造業

3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業

主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所をいう。

主な製品は、ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリングなどである。

ただし、主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は小分類 325 に分類される。

○装身具製造業（貴金属・宝石製のもの）；装飾品具製造業（貴金属・宝石製のもの）

×装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）[3251]；装飾品具製造業（貴金属・宝石製を除く）[3251]；身辺細貨品製造業（貴金属・宝石製を除く）[3251]

3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業

主として貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所をいう。

主として宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔等宝石の細工する事業所も含まれる。

○宝石附属品加工業；宝石切断・研磨業；真珠穴あけ業

3219 その他の貴金属製品製造業

主として他に分類されない貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠など）を用いた製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン等の洋食器類、仏

具、賞杯等である。

○貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン製造業；洋食器製造業（貴金属製品）；貴金属製仏具製造業；賞杯製造業（貴金属製品）

322 楽器製造業

3221 ピアノ製造業

主としてピアノを製造する事業所をいう。

○ピアノ製造業

×電子ピアノ製造業 [3229]

3222 ギター製造業

主としてギター（電気ギターを含む）を製造する事業所をいう。

○ギター製造業；電気ギター製造業

3229 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業

主として他に分類されないあらゆる種類の楽器（ピアノ、ギターを除く）及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。

○楽器製造業（ピアノ、ギターを除く）；楽器部品製造業；和楽器製造業；管楽器製造業；打楽器製造業；弦楽器製造業；ハーモニカ製造業；オルゴール製造業；オルガン製造業；電子ピアノ製造業

323 がん具・運動用具製造業

3231 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く）

主として室内娯楽用具及びがん具（人形、児童乗物を除く）を製造する事業所をいう。

○家庭用テレビゲーム機製造業；携帯用電子ゲーム機製造業；ラジオコントロールカー製造業；娯楽用具製造業；がん具製造業（人形、児童乗物を除く）；囲碁用品製造業；将棋用品製造業；マージャンパイ製造業；かるた製造業；トランプ製造業；ゲーム盤製造業；教材がん具製造業；風船製造業；折紙製造業；積木製造業；羽子板製造業；押絵羽子板製造業；パーティ用品製造業；モデルシップ製造業；がん具用変圧器製造業；塗り絵製造業；プラモデル製造業

×業務用テレビゲーム機製造業 [2683]；ゲーム用カセット製造業 [3296]

3232 人形製造業

主として模型以外の人形及び人形の部品、衣服、人形に附属する諸道具を製造する事業所をいう。

○人形製造業（材料を問わず）；人形マスク製造業；人形附属品製造業（人形髪を除く）；ひな祭用三方製造業

×マネキン人形製造業 [3294]；人体模型製造業 [3294]；人形髪製造業 [3255]

3233 児童乗物製造業

主として車両及びその他の児童用屋外車両及び乗物を製造する事業所をいう。

○乳母車製造業；子供用自転車製造業（径12インチ未満）；三・四輪車製造業（児童用）

×自転車製造業（径12インチ以上）[3091]；スケート（アイス，ローラ）製造業 [3234]

3234 運動用具製造業

主として運動用具を製造する事業所をいう。

主な製品は，ゴルフ，テニス，ベースボール，フットボール，バスケットボール，ボクシング，スキー，スケート，卓球，玉突などの用具，備品及び運動場・体育館備品などである。

ただし，運動用衣服類を製造する事業所は中分類 12 [1215, 1229] に，靴は使用材料によって中分類 12 [1242]，20 [2021, 2022]，21 [2141] に分類される。

○スポーツ用具製造業（衣類，靴を除く）；運動用具製造業（衣類，靴を除く）；ゴルフクラブ製造業；なめし革製運動用具製造業；玉突台・玉突用品製造業；体育設備製造業（飛台，ろく木など）；釣ざお製造業；釣針製造業；空気銃製造業；猟銃製造業；猟銃実包用薬きょう製造業；ゴムボール製造業；びく製造業；釣り用リール製造業；スキー用具製造業；ウインドサーフィン用具製造業；スケート（アイス，ローラ）製造業

×織物製スポーツ用衣服製造業 [1215]；ニット製スポーツ用衣服製造業 [1229]；運動靴製造業（ゴム底布製 [2021]，プラスチック製 [2022]，革製 [2141]，はだし足袋 [1242]）；寝袋製造業 [1291]；スポーツ用革手袋製造業 [2151]

324 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

3241 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業

主として万年筆，シャープペンシル，ペン軸，ペン先など及びこれらの部品を製造する事業所をいう。

○ペン先・ペン軸製造業；シャープペンシル製造業；万年筆製造業；ガラスペン製造業；鉄筆製造業；万年筆ペン先製造業

- 3242 ボールペン・マーキングペン製造業
 主としてボールペン・マーキングペン（マーカーペン）など及びこれらの部品を製造する事業所をいう。
 ○ボールペン製造業；マーキングペン（マーカーペン）製造業
- 3243 鉛筆製造業
 主として鉛筆及び鉛筆しんを製造する事業所をいう。
 ○鉛筆製造業；鉛筆しん製造業；色鉛筆しん製造業；鉛筆軸製造業；鉛筆塗装業
 ×鉛筆軸板製造業 [1319]
- 3244 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
 主として毛筆，画筆，描画テーブル，画板，パレット，スケッチボックス，絵画用縮図器，絵具及びろう，描画用インキ及び下図材料，焼画用品などの絵画用品を製造する事業所をいう。
 製図用器具を製造する事業所は細分類 3249 に分類される。
 ○油絵具製造業；絵画用筆製造業；パレット製造業（絵画用のもの）；スケッチボックス製造業；カンバス製造業（絵画用のもの）；水彩絵具製造業；毛筆製造業；画筆製造業；画布製造業；画絹製造業；アーチストワックス製造業；美術用木炭製造業；画架製造業；画板製造業；クレヨン製造業；パステル製造業
 ×製図用器具製造業 [3249]；パレット製造業（荷役運搬用） [3293]
- 3249 他に分類されない事務用品製造業
 主として他に分類されないその他の事務用品を製造する事業所をいう。
 ○手押スタンプ製造業；焼印製造業；形板製造業；そろばん製造業；鉛筆箱（筆入れ）製造業；ステープラ製造業（ホッチキス）；穴あけ器製造業；鉛筆削器製造業；墨製造業；墨汁製造業；朱肉製造業；事務用のり製造業；謄写版製造業；計算尺製造業；製図用器具製造業（三角・T定規，コンパス，烏口など）；印章製造業
 ×筆記用インキ製造業 [1799]
- 325 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
- 3251 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）
 主として貴金属及び宝石以外の材料から身近細貨品及び装飾品（造花，装飾用羽毛を除く）を製造する事業所をいう。
 なお，貴金属及び宝石以外の材料からつくられるくしなど他に分類されない身近細貨品を製造する事業所及びすず・アンチモン製細工品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）；プラスチック製装身具製造業；宝石箱製造業（貴金属・宝石製を除く）；小物箱製造業；くし製造業（貴金属・宝石製を除く）；人造宝石装身具製造業；身辺細貨品製造業（貴金属製を除く）
×装身具製造業（貴金属・宝石製のもの）[3211]；羽毛・羽毛裝飾成品製造業 [3252]；喫煙用具製造業（貴金属製・宝石製を除く）[3277]

3252 造花・裝飾用羽毛製造業

主として材料のいかんを問わず、造花、葉飾及び主に鳥類の羽毛からつくられた裝飾用羽毛（羽毛成品を含む）を製造する事業所をいう。

羽毛の調整、染色などを行う事業所も本分類に含まれる。

○造花製造業；羽根製造業；羽毛染色業；羽毛成品製造業

×羽根ぶとん製造業 [1291]；羽根扇子製造業 [3273]；毛はたき製造業 [3274]

3253 ボタン製造業

主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられたボタン及びボタンの部品などを製造する事業所をいう。

○ボタン製造業（貴金属・宝石製を除く）

3254 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業

主としてミシン針、手縫針、ピン・ホック・ホック止、スナップ、ファスナーなどを製造する事業所をいう。

○針製造業；ミシン針製造業；刺しゅう針製造業；編針製造業；レコード針（スタイラス）製造業；宝石針（レコード用）製造業；ピン製造業；安全ピン製造業；ヘアピン製造業；画びょう製造業；クリップ製造業；ホック製造業；はとめ製造業；スナップボタン製造業（糸付けスナップを含む）；かしめ製造業；ファスナー製造業；こはぜ製造業

×メリヤス針製造業 [2654]；医療用針製造業 [3131]

3255 かつら製造業

主としてかつら類を製造する事業所をいう。

人形の頭髪を製造する事業所も本分類に含まれる。

○かもし製造業；かつら製造業；人形髪製造業

326 漆器製造業

3261 漆器製造業

主として生地（漆）の材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

主な製品は、漆塗りの家具、じゅう器、食器、箱、美術品などである。
○家具（漆塗り）製造業；漆器製造業（ぜん・わん・はしなど）；小物箱（漆塗り）製造業；金属漆器製造業；漆工芸品製造業；漆器研ぎ出し業；漆器製宗教用具製造業；漆塗装業；重箱（漆塗り）製造業；漆塗り建具製造業；鏡縁・額縁製造業（漆塗り）
×家具製造業（漆塗りを除く）[1411]；はし製造業（漆塗りを除く）（木・竹製）[1399]

327 畳・傘等生活雑貨製品製造業

3271 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業

主として麦わら、パナマ、経木などの帽子を製造する事業所及びわらで、網、網、かます、俵、わら細工品などを製造する事業所をいう。

主として畳床を製造する事業所は細分類 3272 に分類される。

○麦わら帽子製造業；パナマ帽子製造業；経木帽子製造業；紙糸帽子製造業；さなだ帽子製造業；わら工品製造業（畳を除く）；わら縄製造業；かます製造業（わら製のもの）；俵製造業（わら製のもの）；わら草履製造業

×ハンドバッグ製造業 [2172]；畳床製造業 [3272]

3272 畳製造業

主としてい（藁）草、わら及び合成繊維などで畳を製造する事業所をいう。

主な製品は、畳完成品、畳表、畳床（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む）、むしろ、花むしろ、ござなどである。

○畳製造業；畳床製造業（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む）；畳表製造業；い草畳表製造業；プラスチック製畳表製造業；むしろ製造業；花むしろ製造業；ござ製造業；薄べり製造業；青むしろ製造業；七島むしろ製造業；合成繊維製畳表製造業

×硬質プラスチック発泡製品製造業 [1942]；発泡・強化プラスチック製品加工業 [1945]

3273 うちわ・扇子・ちょうちん製造業

主として材料のいかんを問わず、うちわ、扇子、ちょうちんを製造する事業所をいう。

○扇子・扇子骨製造業；羽根扇子製造業；ちょうちん・同部品製造業；うちわ・うちわ骨製造業

3274 ほうき・ブラシ製造業

主として材料のいかんを問わず、家庭用、工業用、その他あらゆる種

類のほうき及びブラシを製造する事業所をいう。

主な製品は、家庭用ほうき及びブラシ、工業用ブラシ、歯ブラシ、化粧用ブラシなどである。

○ブラシ類製造業；竹ぼうき製造業；草ぼうき製造業；くまで製造業；ささら製造業；モップ製造業；はけ製造業；はたき製造業；たわし製造業；毛はたき製造業

3275 傘・同部分品製造業

主として傘及びその取っ手、その他の部品を製造する事業所をいう。

○洋傘・同部分品製造業；洋傘骨製造業；洋傘手元製造業；和傘製造業；蛇の目傘製造業；日傘製造業；和傘骨製造業

3276 マッチ製造業

主として材料のいかんを問わず、マッチ及びマッチ箱・軸を製造する事業所をいう。

○マッチ製造業；マッチ箱製造業；マッチ軸製造業

3277 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）

主としてシガレットライター及びシガレットケース等の喫煙用具を製造する事業所をいう。

○喫煙用具製造業；たばこ用ライター製造業；たばこ用ケース製造業；たばこフィルター製造業（カートリッジ式のもの）；喫煙パイプ製造業；きせる製造業

×たばこ入れ製造業（袋物）[2171]；たばこケース製造業（貴金属製）[3219]；灰皿製造業（ガラス製）[2216]；灰皿製造業（金属プレス製）[2552]

3278 魔法瓶製造業

主として材料のいかんを問わず魔法瓶を製造する事業所をいう。

○魔法瓶製造業；保温用ジャー製造業（電子式を除く）

×魔法瓶用ガラス製中瓶製造業 [2219]；電子式保温用ジャー製造業 [2721]

328 武器製造業

3281 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所が分類される。

○けん銃製造業；小銃製造業；機関銃製造業；機関砲製造業；高射砲製造業；迫撃砲製造業；パズーカ砲製造業；銃弾製造業；迫撃砲弾弾体製造業；機関砲弾弾体製造業；

ロケット弾弾体製造業；高射砲弾用薬きょう製造業；無反動砲弾用薬きょう製造業；銃弾用薬きょう製造業；火薬類の入っていない武器用信管製造業；武器用信管の金属部品製造業；武器時計信管の金属部品製造業；武器用信管・火管・雷管装てん組立業；爆雷弾体製造業；爆雷外殻製造業；魚雷の機関部製造業；魚雷の操だ装置製造業；機雷のけい器製造業；迫撃砲弾装てん組立業；特殊装甲車両製造業；自走砲製造業（無限軌道のもの）；ハーフトラック製造業；銃剣製造業；火えん発射機製造業；照準器製造業；射撃指揮装置製造業

×猟銃製造業 [3234]；産業用銃製造業 [2669]；捕鯨砲製造業 [2669]；猟銃実包製造業 [1791]；猟銃実包用薬きょう製造業 [3234]；産業用信管・火管・雷管製造業 [1791]；自動車製造業 [3011]；特殊車両用エンジン製造業 [2619]

329 他に分類されない製造業

3291 煙火製造業

主として煙火（観賞用，競技用，信号用，がん具用など）並びに信号炎管及び信号火せん（箭）を製造する事業所をいう。

○煙火製造業；花火製造業；信号炎管製造業；信号火せん製造業；信号弾・えい光弾・せん光弾製造業

3292 看板・標識機製造業

主として看板及び標識機（電氣的，機械的なものを含む）を製造する事業所をいう。

ネオンサインを製造する事業所も本分類に含まれる。

○広告装置製造業；展示装置製造業；標識機製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（看板書き業を除く）；宣伝用気球（アドバルン）製造業

×ペンキ屋（看板書きを主とするもの）[9094]；看板書き業（単純な加工を施すものを含む）[9094]；塗装業（製造業の一工程として行うもの）[大分類F－製造業のそれぞれに分類される]；ほうろう製看板・標識製造業 [2291]

3293 パレット製造業

主として材料のいかんを問わず，荷役・運搬用パレットを製造する事業所をいう。

○パレット製造業

×絵画用パレット製造業 [3244]

3294 モデル・模型製造業（紙製を除く）

主として材料のいかんを問わず，モデル，模型を製造する事業所をい

う。

ただし、靴型を製造する事業所は中分類 13 [1392] に、工業用試作品モデル及びデザインモデルを製造する事業所は細分類 3295 に分類される。

○模型製造業；人台製造業；マネキン人形製造業；人体模型製造業；食品模型製造業；果物模型製造業

×模様形製造業 [1199]；靴型製造業 [1392]；教材用模型がん具製造業 [3231]；モデルシッポ製造業 [3231]；プラモデル製造業 [3231]

3295 工業用模型製造業

主として材料のいかんを問わず、工業用の模型を製造する事業所をいう。

○鑄造模型製造業；金型加工用倣いモデル製造業；デザインモデル製造業；試作品モデル製造業；木型製造業

×モデル・模型製造業（紙製を除く） [3294]；靴型製造業 [1392]

3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）

主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。

ただし、主として新聞、書籍等を発行する事業所は大分類Hー情報通信業 [413, 414] に、印刷物を印刷する事業所は中分類 16 [1611] に、生の記録媒体物（磁気テープ、磁気ディスク等）を製造する事業所は中分類 27 [2793] に、情報処理・情報提供サービスを行っている事業所は大分類Hー情報通信業 [392] に分類される。

○オーディオディスクレコード製造業；ビデオディスクレコード製造業；オーディオテープレコード製造業；ビデオテープレコード製造業；磁気カード製造業（入力まで行っている事業所）；電子応用がん具用カセット製造業

×新聞業 [4131]；出版業 [4141]；印刷業 [1611]；情報提供業 [392]

3299 他に分類されないその他の製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

○押絵製造業；靴中敷物製造業（革製を除く）；つえ製造業；幻灯スライド製造業；懐炉製造業；救命具製造業；獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）；パールエッセンス製造業；人体保護具製造業（ヘルメット、顔面保護具など）；懐炉灰製造業；鳥獣魚類はく製製造業；たどん製造業；真珠核製造業；リノリウム・同製品製造業；靴ふきマット製造業；線香製造業；葬具製造業；繊維壁材製造業；建築用吹付材製造業；ルームユニット製造業；種子帯製造業；におい袋製造業；はえ取紙製造業；オガ

ライト製造業；オガタン製造業

×微粉炭製造業 [1899]；靴ひも製造業（革製）[2131]；靴ひも製造業（繊維製）[1184]；
靴中敷物製造業（革製）[2131]；毛皮製造業 [2181]；事務用のり製造業 [3249]；墨
製造業 [3249]；朱肉製造業 [3249]；宝石箱製造業（貴金属製を除く）[3251]；小
物箱製造業（貴金属製を除く）[3251]；人工芝製造業（合成樹脂製のもの）[1997]

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」 について

平成8年 12月 19日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ
同 9年12月16日一部改正
同10年12月 4日一部改正
同12年12月26日一部改正

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

(別紙)

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(基準)

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。
本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適當という意味である。
- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4. の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの(例えば、本文(1)～(3)に該当するものを目的としているもの)に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するよう目的に変更することが不可能な場合には、本基準8. 経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

- (1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。
 - 1) 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
 - 2) 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
 - 3) 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。
公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているとこ

るであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない(本基準1. 参照)。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。

(2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる(民法第71条)。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。

(3) 本文(1)-1)~3)を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。

公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)-1)~3)を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)-1)~3)のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額(支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。)の2分の1以上である必要がある(なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。)

(4) 本文(1)-1)~3)を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大(又は、このような事業以外への支出を削減)するように指導する必要がある。

(5) 本文(1)-2)について、「事業内容が…具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。

(6) 本文(1)-3)について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
- 1) 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - 2) 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
 - 1) 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - 2) 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)-1)の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。
- (4) 本運用指針(2)-2)の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。

- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)～(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

- (6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

1) 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

2) 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

3) 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
- (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行っ
てはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている(法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号)ところである。
- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。
また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。
 - 1) 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。
これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- 2) 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
 - ii) 高利の融資事業
 - iii) 経営が投機的に行われる事業
- 3) 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合っただけ公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

- 4) このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかげはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社(公団)」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- 1) 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- 2) 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- 3) 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- 4) 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- 5) 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- 6) 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並

びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする事。
7) 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定める事。

(運用指針)

- (1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法を行っている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕6人以上 10人以内 25人以上 30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う(「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。)ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

ここでいう「所管する官庁の出身者」とは、以下の要件をすべて満たす者を指す。

- 1) 本省庁課長相当職以上(教育職、研究職、医療職は除く。)を経験
- 2) その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁(官庁の組織変更があった場合は、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。)
- 3) 退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任(公務員を退職後5年以上を経ており、この間、当該公益法人の職員に就いていた者を除く。)

官房付等で退職した者の場合は、前職で判断することとし、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等を含む。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す(個人事業主を含む。)。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関